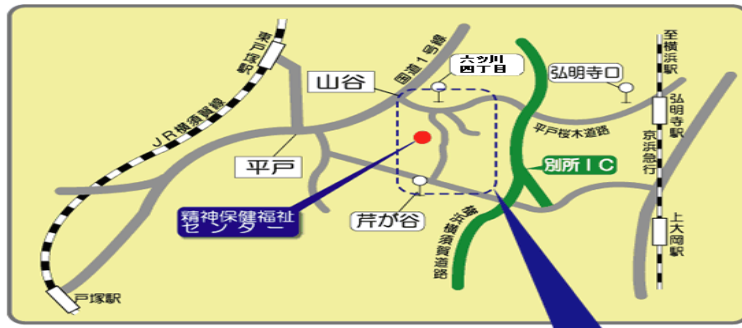




## 神奈川県精神保健福祉センターご案内

～ つなぐをちからに ～

人をつなぐ 地域をつなぐ 明日への一歩をつなぐ



### 〔主なアクセス〕

- ◆上大岡駅(京浜急行・地下鉄)より 30・71・203 系統バス 15 分「芹が谷」下車徒歩 12 分
- ◆弘明寺駅(京浜急行)バス停「弘明寺口」東 01・横 43・横 44 系統バス 10 分「六ツ川四丁目」下車徒歩 7 分
- ◆東戸塚駅(JR)東 01・東 08 系統バス 15 分「六ツ川四丁目」下車徒歩 7 分
- ◆JR 戸塚駅東口より横 43・横 44 系統で横浜駅行バス 25 分「六ツ川四丁目」下車徒歩 7 分



精神保健福祉センターは、精神保健福祉法に基づき設置された地域精神保健福祉推進の中核となる総合技術センターです。

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷2-5-2  
 TEL 045-821-8822 FAX 045-821-1711  
 神奈川県精神保健福祉センターのホームページ  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/1590>

## 普及啓発

精神障害者が地域の一員として共に生活できる地域づくりやこころの健康づくりを目的として、ホームページでの情報提供、リーフレット、広報誌（ネットワーク KANAGAWA）の発行を行っています。

また、県民を対象に、うつ病、依存症、自殺対策に関する講演会を実施しています。



## 地域への支援

地域の精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉に関する情報・資料収集、調査研究、研修等を開催し、保健福祉事務所・同センター、市町村及び関係機関に対して専門的な立場から支援、協力、人材育成を行っています。

## 地域移行・地域定着事業

長く精神科病院に入院されている方が、住みなれた地域でご自身の意向に沿って地域生活を送ることができるように、神奈川県では、県所管域の事業所に委託して、ピアサポーターの育成を行い、病院訪問活動や地域の関係機関等への普及啓発活動を実施しています。

## 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮するために、精神科病院への入院や処遇等が適切に行われているか審査する機関です。

精神保健福祉センターでは審査会の事務を行っています。

## 精神科救急医療情報窓口

夜間・休日に精神疾患の急激な発症や症状が悪化した方に、必要に応じ、当番医療機関の紹介や情報提供を政令市と協力して行っています。

045-261-7070

平日 17時～翌8時

土・祝休日 8時30分～翌8時30分（翌日が平日の場合は8時まで）

## 措置入院に関する事務

精神保健指定医による措置診察、及びそれに伴う移送業務を24時間体制で行っています。

## 自立支援医療（精神通院）の認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付

通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給認定・受給者証の発行を行っています。

また、一定の精神障害の状態にあり日常生活または社会生活への制約のある方を対象に精神障害者保健福祉手帳の発行を行っています。

※ 両制度の申請窓口は、お住まいの市町村です

## 災害時支援

国内で大規模災害が発生し、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に支援する災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣及び、先遣隊として国に登録しています。また、県内外の災害に備えて、かながわ DPAT 研修を開催し、隊員の養成をしています。

## こころの健康づくり

### ○電話相談

【こころの電話相談】 月～金曜日（祝日・年末年始除く）

9時から21時（受付20時45分） 0120-821-606

【特定相談】 13時30分から16時30分（祝日・年末年始を除く）

依存症電話相談 月曜日 045-821-6937

自死遺族電話相談 水・木曜日 045-821-6937

ピア電話相談 金曜日 045-821-6801

### ○自死遺族の集い（わかちあいの会）

家族など大切な方を自死（自殺）で亡くされた方の集いを開催しています。詳細は、当所にお問合せください。

## かながわ自殺対策推進センター

「かながわ自殺対策推進センター」は、「自殺対策基本法」に定められた「地域自殺対策推進センター」です。当所では、「かながわ自殺対策推進センター」を設置し、広く自殺対策に関する情報発信やゲートキーパー（こころサポーター）の養成等、自殺対策を推進しています。

また、「かながわ自殺対策計画」に基づいた事業を市町村や関係機関、団体等と連携して実施しています。

